

議案第19号

北名古屋市介護保険条例の一部改正について

北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、介護保険料の算定基準の見直しを行い、介護保険事業の適正な運営を図るため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

北名古屋市介護保険条例（平成18年北名古屋市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「27,900円」を「29,190円」に改め、同項第2号中「36,270円」を「37,947円」に改め、同項第3号中「41,850円」を「43,785円」に改め、同項第4号中「46,314円」を「48,455円」に改め、同項第5号中「55,800円」を「58,380円」に改め、同項第6号中「69,750円」を「72,975円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、同項第7号中「72,540円」を「75,894円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「83,700円」を「87,570円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「94,860円」を「99,246円」に改め、同項第10号中「103,230円」を「108,003円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,740円」を「17,514円」に改め、同条第3項中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「27,900円」を「29,190円」に改め、同条第4項中「令和2年度の」を「令和3年度から令和5年度までの各年度における」に、「39,060円」を「40,866円」に改める。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

- 9 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号

ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が0を下回る場合には、0とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

10 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

11 第9項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。